

# 特集 「グローバル・サウス」と 現代国際法の課題

## 序

中 島 啓

地球規模での経済格差の存在とそれに起因する国際社会の対立構造は、これまで「第一世界（および第二世界）」と「第三世界」、「先進工業国」と「発展途上国」、あるいは端的に「南北問題」といったかたちで図式化されてきた。これらに加えて、今日では「グローバル・ノース」と対峙する「グローバル・サウス」という用語が普及し、国際法学においても浸透しつつある。地理的に南半球に位置する諸国だけが困難に苛まれているわけではないこと（「北」における「南」の存在）、南半球に位置する諸国の置かれた多様な状況を一括りにすることには限界があること（「南」の相対性）などが意識されるようになった結果、地理的含意を相対化した用語を通じてアプローチしようという問題意識を背景に見て取ることができる<sup>1</sup>。こうした分析概念の精緻化・多様化は、かつての植民地支配に由来する経済格差が今日なお根強く存続し、様々なかたちで問題として噴出し続けていること、そしてそれらはグローバル化の進展により単純な図式化を許さない複雑な様相を呈していることを反映するものとみることができる。

本特集は、現代国際法が直面する様々な個別具体的な課題に対する微視的な洞察を積み重ねることを通じて、「グローバル・サウス」に向き合う国際法学の動向を巨視的に把握する一端を提供することを狙いとする。寄せられた3本の論文は、不法移民取締、対外投資保護、人種差別撤廃という個別具体的な主題について洞察を加えたものであり、それぞれ独立の論考として閲読いただければ幸いである。この序文では、これらの論考が扱う主題が「グローバル・サウス」をめぐる現代国際法の動向との関係でどのように位置付けられる問題であるかについて簡単に触れることで、寄稿論文の紹介に代えることとしたい。

菅野論文が扱うのは、欧州へと流入する不法移民をめぐる問題であり、国境管理・入国

---

1 John Reynolds, *Empire, Emergency and International Law* (Cambridge University Press, 2017), pp. 21-22.

阻止を目的として沿岸国が海上で採ることのできる執行措置の範囲を分析するものである。海上を經由した人の移動の規制は、国連海洋法条約をはじめとする関連する国際法に即して行われる必要があるところ、今日の不法移民問題の発端は周知のとおり、2010年代初頭の「アラブの春」とその挫折であり、中東・北アフリカから大量の人が欧州へと押し寄せ始めたことに由来する。戦禍や政情不安を逃れて「グローバル・サウス」からやってきた移民に対して「グローバル・ノース」がとる措置は、海洋法や難民・人権法といった国際法を総動員して評価される必要がある。のみならず、そうした大量移民の契機となった中東・北アフリカ諸国の政情不安の遠因に、欧州諸国によるかつての植民地支配の残渣を見出せるとすれば、移民の目的地国である欧州沿岸諸国がどのような対応をとるかという問題は、そうした過去をいかに精算するかという問いに連なるものと位置付けることもできよう。

新谷論文は、外国企業の財産を投資受入国が国有化・収用する際に補償が支払われるべき理論的根拠として「不当利得」の概念が援用されることに着目し、その議論の系譜の一部に見られる、かつて植民地支配から脱却した直後の新独立国と旧宗主国の投資家との関係についての独特の理解の名残を読み解く。対外投資の保護に関する国際法をめぐっては従来、資本輸出国側と資本輸入国側とがほぼ固定された図式において、保護の水準や内容について激しい対立が繰り返されてきた。しかし今日では、2500を超える二国間投資保護条約がそうした構図を超えてネットワーク状に締結され、かつ多くの場合に仲裁という紛争処理制度が置かれることで、国際投資法が「脱政治化」したとも評価されてきている。こうした動向の中において、新谷論文が指摘する議論の系譜の存在は、「グローバル・サウス」の眼差しを今日の国際投資法がどのように受け止めるかを考えるうえで興味深い視点を提供するものと位置付けられよう。

今岡論文が扱う人種差別撤廃条約は、かつて植民地支配の手段でもあった人種隔離・差別の撤廃を目的とする国際人権条約であり、その実現のために様々な履行確保・紛争処理制度を備えている。それらのうち、長らく休眠状態にあった国家間通報制度の利用が近年相次ぎ、また同条約の紛争処理条項に基づく国際司法裁判所への紛争の付託も急増している。もっとも、利用件数の端的な増加が条約目的の実現に直接に結びつくわけではない。これら制度の性格や相互関係を丁寧に整理していくという地道な作業の積み重ねこそが、今なお残る人種差別の撤廃という共通利益の実現に向けた条約制度の理解に資するものと考えられよう。すなわち、人種差別撤廃条約上の義務が対世的性格を有しているとの理解を根拠に国家間通報制度が集団的性格を備えるものと論理演繹的に結論した人種差別撤廃委員会の判断は、アドホックな調停を中核とする同手続の制度設計が果たしてそうした性格規定に耐えうるものかという問いを投げかける。また、政治的に高い緊張関係にある

(あった) 中東・東欧諸国により国際司法裁判所へと相次いで付託された紛争は、果たしてどこまで人種差別の撤廃と関わるものであったか、利用実態に踏み込んだ分析が求められよう。

最後に、非常にタイトなスケジュールの中、懇切に投稿論文の審査を引き受けてくださった先生方に厚く御礼を申し上げる次第である。